

新庁舎等建設特別委員会会議録

- 1 日 時 令和4年12月7日(水曜日)
午後1時50分～午後4時17分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 秋 枝 秀 稔 委 員 長 三 好 睦 子 副委員長
 荒 山 光 広 委 員 山 中 佳 子 委 員
 高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
 猶 野 智 和 委 員 坪 井 康 男 委 員
 杉 山 武 志 委 員 村 田 弘 司 委 員
 藤 井 敏 通 委 員 岡 村 隆 委 員
 田 原 義 寛 委 員 山 下 安 憲 委 員
 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 西 山 聖 子 議 会 事 務 局 副 主 幹
 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 主 査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 波 佐 間 敏 副 市 長 藤 澤 和 昭 総 務 企 画 部 長
 中 嶋 一 彦 総 務 企 画 部 次 長 落 合 浩 志 庁 舎 整 備 推 進 室 長
 中 島 高 輝 庁 舎 整 備 推 進 室 主 査
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午後1時50分開会

○委員長（秋枝秀稔君） ただいまから、新庁舎等建設特別委員会を開会いたします。

それでは早速ですが、本日の調査事項の1になります、新本庁舎建設工事の進捗状況及び今後の予定についてを議題といたします。執行部から説明を求めます。中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） それでは、新本庁舎建設工事の進捗状況及び今後の予定について御説明いたします。

ただいま送信いたしました資料1を御覧ください。

こちらは、新本庁舎建築工事における全体工程表でございます。難航しておりました杭工事につきましては7月上旬に完了し、その後、基礎工事に向けての山留め並びに根切り工事を行い、8月上旬から10月末にかけて、基礎工事を行ったところでございます。

その後、11月上旬より、鉄骨工事の準備等を行いまして、11月の中旬からは、鉄骨の搬入並びに鉄骨建て方を開始したところでございます。

鉄骨工事は、表の図の左側の枠内に示しておりますとおり、大きく工区がA工区とB工区で分かれておりまして、既に南側のA工区の鉄骨建て方は完了し、現在は北側のB工区を施工しているところでございます。

なお、鉄骨工事につきましては、現時点では、12月中旬の完了を予定しております。その後、工程表に示しておりますとおり、12月下旬には、1階の床コンクリートを打設いたしまして、正月を迎えることとしております。

正月明けからは、1階から最上階にかけて、順次、壁及び床のコンクリート打設を行うこととしており、並行して下層階より、外装や内装の工事に着手していく予定でございます。

現時点におきましては、令和5年7月下旬から8月上旬頃に建物が出来上がる予定でございまして、その後、法定検査や市の完成検査などを行い、必要に応じて手直し工事などを行い、庁舎への引っ越しは、令和5年8月末を予定しているところでございます。申し訳ありません。市への引渡しは、令和5年8月末を予定しているところでございます。

続きまして、ただいま送信いたしました資料2を御参照ください。

こちらは、本庁舎整備事業における工事工程でございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、新本庁舎建設工事は、現在施工中でございますが、これに並行して、令和5年1月より、第一別館の改修工事の施工に着手する予定としております。

第一別館の改修工事を実施するにあたりまして、3階及び2階の執務室につきましては仮移転を要しますことから、この12月に第1別館の各部署の執務室を仮移転してまいります。

仮移転先としましては、3階の教育委員会事務局は、勤労青少年ホームの2階、2階の建設課は、市民会館の1階へ、同じく現在2階の監査委員事務局は、第2別館の2階としているところでございます。

移転作業につきましては、3階の教育委員会事務局が、12月10日の土曜日及び11日の日曜日に、2階の建設課と監査委員事務局が12月17日の土曜日及び18日の日曜日に、いずれも土日の週休日に行うこととしておりまして、翌日の月曜日から仮移転先での業務を開始することとしております。

なお、執務室の仮移転につきましては、御利用になられる市民の皆様にご迷惑がからないよう、12月号の広報げんきみね。におきまして、周知を図ったところがございます。

また、新本庁舎につきましては、建設工事の完了後、什器備品の搬入や電話等の各種配線工事を行う予定としております。

その間、移転に係る説明会や新庁舎の運用研修会などの開庁準備を行いまして、現在の予定では、令和5年11月上旬に、執務室の移転作業を実施、その後、新本庁舎を開庁する予定でございます。

移転後は、第二別館改修工事や、第三別館解体工事を行いまして、令和6年1月から現庁舎解体工事を行う予定としております。

現庁舎解体後、外構工事等の所要の工事を施工いたしまして、令和6年度中には、新本庁舎整備事業が全て完了する予定としております。

以上で、新本庁舎建設工事の進捗状況及び今後の予定についての説明を終わります。

○委員長（秋枝秀稔君） ありがとうございます。美東・秋芳の総合支所の建築の関係進捗状況について、今後の進め方をお願いいたします。藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 大変申し訳ございません。資料をちょっと今用意し

ておりませんので、秋芳総合支所と美東総合支所のほうですね……

○委員長（秋枝秀稔君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 御質問の両総合支所の今後の建設に関わるスケジュールですけれど、令和5年度に現在実施設計等を行っておりますので、令和5年度に、入札の方法並びに入札等の準備をしまして、5年度中に入札、そして着工という形になろうと思います。

このタブレットの中に従前お見せしているスケジュール表があると思うんですけども、ちょっと今すぐ出せませんけれど、また、後ほどお見せできると思います。

○副議長（秋枝秀稔君） それじゃあお願いいたします。

ただいまの説明について御質疑等お願いいたします。質疑ございませんでしょうか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 資料がたくさんありまして、よく目を通していないんですけども、資料3の変更内容一覧表というのを（発言する者あり）今のことに関して。

○委員長（秋枝秀稔君） そうです。杉山委員。

○委員（杉山武志君） そもそも論で申し訳ないんですけど、本会議初日に資料請求をして、今日配信されました。1週間後ですね。我々見る間がないんですよ、こんな直前に渡されたんじゃ。なぜ遅れたのか、こんなに日にちがかかったのか、説明いただきたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 杉山委員の御質問にお答えしたいと思いますけれど、当初、当該特別委員がこちらの認識では、来週の月曜日というふうに、本会議初日には認識しておりまして、その後、急遽、本日に繰り上がったという状況で、準備がちょっと滞って、当日配信という形になったことは申し訳ないと思っております。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 私は明日総務企業委員会がありますので、それまでに出してほしい、できるだけ早く出してほしいというふうな要望をしたと思っておりますが、あしたの議案に出てきますよね。それでその分について欲しかったんですけども、もう少し早く出していただければ、目を通す時間もあつたかなと思いますので、これからもうちょっと早く、すみませんけど、お願いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 山中委員言われるように、資料請求等ありまして、迅速に対応できなくて本日になりましたことも、大変申し訳なく思います。また後ほど詳細につきまして、担当のほうから詳しく説明させていただきたいと思いますので、その説明によりまして、また疑問点等ありましたら質疑等お願いしたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） その他ございますか。後ほど詳しい内容説明があるということですが、これ、いつ、時間的にはいつ頃されますかね。すぐされます。（発言する者あり）ということで、まだ質疑がございますので、とりあえず、そしたら、この1番目の説明については以上ということによろしいですね。

2番目のその他について入りたいと思います。

その他ということで説明されます。本会議の初日ですね、山中委員から各工事の請負契約の変更議案に対する資料説明がなされまして、資料が出されております。この件について、執行部から説明を求めます。落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） さきの令和4年11月29日の本会議におきまして、山中委員より御質問いただいた件について、資料を交えて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、建築工事増額の根拠についてということで、議案第92号美祢市新本庁舎建築工事の請負契約の一部を変更することについてということで、建築工事の工期延伸に伴う増額につきまして御説明させていただきたいと思います。

まず、委員御指摘の2,200万円の追加変更についてでございます。

ただいま送信しました、新本庁舎建設工事に係る変更内容一覧表は、令和4年9月28日開催の新本庁舎等建設特別委員会並びに9月28日開催の予算決算委員会におきまして、お示ししていた資料でございます。

一覧表の建築工事の下側のところでございますが、その他基礎として440万円、その下の段の工期延伸として1,760万円を計上しております。委員御指摘の2,200万円は、この2項目を合算した金額でございます。

まず、その他基礎についてでございます。

これは、表の中に記載しておりますとおり、地盤の関係で、全体の工期に遅れが生じたため、本庁舎の供用開始日を少しでも前倒しするために、当初は、外構1期工事の際に施工する計画であった非常用発電のオイルタンクを本庁舎の外部足場を施工する前に施工するため、工事費を440万円増額するものでございます。

続きまして、その下の段の工期延伸でございますが、まず、委員の皆様方におわびを申し上げます。

これまでの御説明で、工期延伸欄の理由の欄に、契約約款21条と記載しておりましたが、18条第5項の間違いでございました。このたび修正してお示ししております。誠に申し訳ございませんでした。

この工期延伸につきましては、地盤の関係などで、工事が遅延し、令和5年3月24日、完成の予定であったものが、令和5年8月31日、完成予定となったことに伴いまして、工期が約5か月延伸となることから、工事請負契約約款の第18条第5項、並びに国土交通省制定の公共建築工事共通費積算基準に基づきまして、工期延伸にかかる金額を算出したものが1,760万円でございます。

ただいま送信しました新本庁舎建築工事請負契約約款を御覧ください。

資料の最下段のページ番号で、5ページ、第18条、条件変更等でございます。

1ページめくっていただきまして、6ページの第19条の上にあります第18条第5項でございますが、ちょっと読み上げさせていただきます。

第18条第5項、前項の規定により、設計図書の訂正または変更が行われた場合において、発注者は必要があると認められるときは、工期もしくは請負代金の額を変更し、または、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならないとございます。この条項に基づきまして、先ほど御説明した工期延伸に関する1,760万円を増額するものでございます。

続きまして、ただいま送信しました、公共建築工事共通費積算基準を御覧ください。

委員の皆様方も御存じのとおり、工事には直接工事費のほかに、諸経費というものがございます。公共建築工事積算基準によりますと、この諸経費という部分につきましては、共通費という言葉で表現されております。

共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の3つの項目で構成されておりまして、建築工事におきましては、資料下段のページ番号で申しますと、6ページの別表の1 共通仮設比率（新営建築工事）、8ページの別表の8 現場管理费率（新営建築工事）及び10ページの別表の15 一般管理费率（建築工事）に示されております算定式により率を算出し、共通費を積算することが定められております。

なお、公共建築工事の共通費積算におきましては、土木工事とは異なり、別表1の共通仮設費率及び別表8の現場管理費率の算定式にありますように、工期Tを考慮する必要がございますので、本工事におきましては、直接工事費の増のみならず、5か月の工期延伸部分についても、共通費の増額が生じることとなります。

また、数多くある積算単価の中には、あらかじめ適用する共通費の率が定められているものも多数ございまして、共通費の算定にあたっては、これらを考慮した上で積算することも必要となってまいります。

ただいま送信いたしました、美祢市新本庁舎建築工事の変更請負金額算定資料を御覧ください。

最上段の当初設計、その下に変更設計の金額を示しておりますが、いずれも共通費の欄にございます共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の金額が、先ほど御説明した公共建築工事共通費積算基準等に基づいて算出した共通費でございます。

変更設計の表の共通費に直接工事費を加えたものが黄色で塗り潰してございます変更設計工事価格となりまして、その下の段にあります、変更請負金額算定表並びに、その下に記載しております計算式を用いまして、桃色に塗り潰してございます変更請負金額を算定しております。

これらの計算結果から、最下段の1つ上に示しておりますとおり、建築工事の請負金額の増額を2億9,590万円としたところでございます。

また、工期延伸による増額分につきましては、一番下の段にありますように、請負金額の増額から、先ほどお示した資料3の各工種に要する費用、これらを控除することで算出したものでございまして1,760万円となっております。

以上が建築工事の増額の算定根拠でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして……。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） 電気機械設備を続けて説明させて……。

○委員長（秋枝秀稔君） じゃあお願いいたします。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） それでは、続きまして、電気設備工事増額の根拠についてを御説明いたします。

電気設備工事の工期延伸に伴う増額につきまして御説明いたします。

まず、委員御指摘の220万円の増額についてでございます。

ただいま送信した新本庁舎建設工事に係る変更内容一覧表の電気設備工事の下側

のところでございますが、工期延伸として220万円を計上しております。

工期延伸につきましては、地盤の関係などで、建築工事が遅延し、令和5年8月31日完成予定となったことに伴いまして、工期が約5か月延伸となることから、関連する電気設備工事についても同様に、工期を延伸する必要性が生じたため、工事請負契約約款の第21条並びに、国土交通省制定の公共建築工事共通費積算基準に基づきまして、工期延伸に係る金額を算出したものが220万円でございます。

ただいま送信しました新本庁舎電気設備工事請負契約約款を御覧ください。

資料最下段のページ、番号で6ページ、第21条受注者の請求による工期の延長でございます。

読み上げさせていただきます。

第21条第1項、受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に工期の延長変更を請求することができる。

第2項、発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者はその工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について、必要と認められる変更を行い、または受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならないとございます。この条項に基づきまして、先ほど御説明した、工期延伸に関する220万円を増額するものでございます。

続きまして、ただいま送信しました公共建築工事共通費積算基準を御覧ください。

電気設備工事におきましては、資料下段のページ番号で申しますと、6ページの別表の3 共通仮設費率（新営電気設備工事）、9ページの別表の10 現場管理費率（新営電気設備工事）及び11ページの別表の16 一般管理費等率（電気設備工事）に示されております算定式により率を算出し、共通費を積算することが定められております。

また、先ほど、建築工事のときに御説明しましたとおり、公共建築工事の共通費積算におきましては、土木工事とは異なり、別表3の共通仮設費率及び別表10の現場管理費率の算定式にありますように、工期Tを考慮する必要があるがございますので、本工事においては、直接工事費の増はございませんが、5か月の工期延伸部分につ

いて共通費の増額が生じることとなります。

また、建築工事と同様に、数多くある積算単価の中には、あらかじめ適用する共通費の率が定められているものも多数ございまして、共通費の算定に当たっては、これらを考慮した上で積算することも必要となってまいります。

ただいま送信しました美祢市新本庁舎電気設備工事の変更請負金額算定資料を御覧ください。

最上段の当初設計、その下に変更設計の金額を示しておりますが、建築工事の説明と同様に、共通費の欄にございます共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の金額は、先ほど御説明した公共建築工事共通費積算基準等に基づいて算出した共通費でございます。設計変更の表の共通費に、直接工事費を加えたものが黄色で塗り潰してございます変更設計工事価格となりまして、その下段にあります変更請負金額算定表並びに、その下に記載しております計算式を用いまして、桃色に塗り潰してございます変更請負金額を算出しております。

これらの計算結果から、最下段の1つ上に示しておりますとおり、電気設備工事の請負金額の増額を220万円としたところでございます。

電気設備工事につきましては、工事等の追加がございませんので、この金額が工期延伸による増額分となっております。

続きまして、機械設備工事増額の根拠でございます。

機械設備工事の工期延伸に伴う増額につきまして御説明いたします。

まず、委員御指摘の1,133万円の増額についてでございます。

ただいま送信しました、新本庁舎建設工事に係る変更内容一覧表の機械設備工事の下側のところでございますが、雨水排水として726万円、その下の欄の工期延伸として407万円を計上しております。

委員御指摘の1,133万円は、この2項目を合算した金額でございます。まず、雨水排水についてでございます。

これは、表の中に記載しておりますとおり、地盤の関係で、全体の工期に遅れが生じたため、本庁舎の供用開始日を少しでも前倒しするために、当初は、外構1期工事の際に施工する計画であった雨水排水の工事を本庁舎の外部足場を施工する前に施工するため、工事費を726万円増額するものでございます。

工期延伸につきましては、地盤の関係などで、建築工事が遅延し、令和5年8月

31日完成予定となったことに伴いまして、工期が約5か月延伸となることから、関連する機械設備工事についても同様に工期を延伸する必要性が生じたため、工事請負契約約款の第21条並びに、国土交通省制定の公共建築工事共通費積算基準に基づきまして、工期延伸に係る金額を算出したものが407万円でございます。

ただいま送信しました、新本庁舎機械設備工事請負契約約款を御覧ください。

資料再下段のページ番号で6ページ、第21条受注者の請求による工期の延長でございます。

内容は先ほどの電気設備工事と同様でございます。この条項に基づきまして、先ほど御説明した工期延伸に関する407万円を増額するものでございます。

続きまして、ただいま送信しました、公共建築工事共通費積算基準を御覧ください。

機械設備工事におきましては、資料下段のページ番号で申しますと、7ページの別表の5 共通仮設費率（新営機械設備工事）、9ページの別表の12 現場管理費率（新営機械設備工事）及び11ページの別表の17 一般管理費等率（機械設備工事）に示されております計算式により率を算出し、共通費を積算することが定められております。

また先ほど、建築工事及び電気設備工事のときに御説明しましたとおり、公共建築工事の共通費積算におきましては、土木工事とは異なりまして、別表の5の共通仮設費率、及び別表の12の現場管理費率の算定式にありますように、工期Tを考慮する必要があるため、本工事においては、直接工事費の増のみならず、5か月の工期延伸部分についても、共通費の増額が生じることとなります。

また、先ほどの建築工事及び電気設備工事と同様に、数多くある積算単価の中には、あらかじめ適用する共通費の率が定められているものも多数ございまして、共通費の算定にあたっては、これらを考慮した上で積算することも必要となっております。

ただいま送信いたしました、美祢市新本庁舎機械設備工事の変更請負金額算定資料を御覧ください。

最上段の当初設計、その下に変更設計の金額を示しておりますが、建築工事及び電気設備工事の説明と同様に、共通費の欄にございます共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の金額は、先ほど御説明した公共建築工事共通費積算基準等に基づ

いて算出した共通費でございます。変更設計の表の共通費に直接工事費を加えたものが黄色で塗り潰してございます変更設計工事価格となりまして、その下段にあります変更請負金額算定表並びに、その下に記載しております計算式を用いまして、桃色に塗り潰してございます変更請負金額を算定しております。

これらの計算結果から、最下段の1つ上に示しておりますとおり、機械設備工事の請負金額の増額を1,133万円としたところでございます。

また、工期延伸による増額分につきましては、最下段にありますように、請負金額の増額から、先ほどお示した資料3の工事に要する費用を控除することで算出したものでございまして、407万円となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、御質疑ありませんでしょうか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の変更に伴う、特に工期の5か月延びるということに伴って支払うというその根拠等については、まさにここに書かれたとおりやられてるんで、そこについては、特に疑問はないんですが、そもそものところがお聞きしたいことがあります。

今回、例えば、設計に関しての見直しっていうところは、18条を基に判断されますね。その5項には、発注者は必要があると認められるときは、工期もしくは請負代金の額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならないと、これを根拠に、今いろいろ計算されてますけれども。じゃあ前項の規定ということで、発注者が変更せんといかんとかいうのは、1番図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する質問回答書が一致しないとか、5つあります。で、端的に言えば、1番、2番、3番は、発注者の瑕疵ではなくて、まさにこれは設計者の瑕疵だと思います。

で、今回、この見直しをされるという根拠は、多分4項と5項をベースにということだと思うんですね。だから、例えば4項には、工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的及び人工的な施工条件が一致しないとか、明示されてない施工条件が予期しなかったことと。でも、これについては、確かに受注者と発注者の関係だけ見れば、受注者の瑕疵ではないんで発注者がっていうの分かりますけれども。

その前に、前から問題になってますけれども、その設計段階で、今回のこの地質とか何とかっていうことの問題が明確にならなかったのかっていうところがあると思うんですね。だから、受注者との関係は、今の説明で十分理屈が通ってるんですけど、その前に、例えば市と設計の段階の詳細設計だったですかね、基礎設計——何設計って言いましたっけ（発言する者あり）実施設計ですかね、実施設計をやった東畑さん、その2つの間で、どういう約款になってるんかと、そこがやっぱり僕は気になります。

というのが、そういう自然災害、予期できないことがっていうことで、あるんで、全て受注側の責任であるというんやったら分かりますよ。でも、そこはどうなったかと。

だから、くどいですがけれども、今回、この延びたことでの金額が増えたということの計算根拠とかいうのは今の説明でいいんですけども、そもそも、この18条1項の4、5基準で、理由として、第5項は、受注者が必要と認められるときは工期または請負代金の変更、損害を及ぼしたときには必要な費用とありますけども、本当に100%、美祢市が負担せんといかんのかっていうのがやはり今回のこの説明を聞いて、より疑問が残るんですけど、そこはどういうふうに判断されたんでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 関連で。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 私も藤井委員と同様の考えで、21条の2項に、工期の延長のことがあります。工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者の責めに帰すべき事由になるのかなと振り返ったときに、今、藤井委員言われたとおり、4番と5番ですね、地質ですとかゆう水等の状況、これ設計をする段階で分からなかったものについて、何で美祢市が責めを負わなきゃいけないのかという思いがしておりますから、今、藤井委員の質問に答えていただければと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの藤井委員並びに杉山委員の御質問にお答えいたします。

まず、藤井委員の御質問でございますが、確かに建築工事におきまして、工事の追加等に関する条項は、18条の第1項4号もしくは5号という扱いでございます。これにつきましては、先ほどの資料3にも記載しておるところでございます。

予期することができなかつたかどうか、そして、それを発注者が負うべきかどうかという議論でございますが、これまでも御説明してまいりましたとおり、設計側への瑕疵というものは、非のほうはなかつたものと判断しておるところでございます。

つきましては、杉山委員の御質問ですが、契約約款の21条第2項でございますが、これは、電気設備工事、機械設備におきましては、受注者自らの責めに帰すべき事由でない。関連する工事が遅延することにより、電気設備工事、機械設備工事を実施することができませんので、その場合は、通常この約款に基づきまして、受注者とその契約変更に応じるという形になろうと思っております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 補足させていただきます。

私が思うに、発注者側にも、受注者側にも、責めに帰するところはないんじゃないかと、設計が問題があるんじゃないかというところなんです。責めを負うのは設計じゃないかという考え方なんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） まさに今、杉山委員が言われたように、今回、受注者、発注者の約款はこういうことで出させていただきました。設計者との約款はどうなってますか、こういう事態のときに。要するに、設計の段階で、予想できないときには、全て発注者の責めに負うと、こういう約款になってますか。

そこがやっぱり——要は、先ほど落合さんは、本件について、設計者には全く瑕疵っていうか、おちはないんだっておっしゃいましたけれども、本当はないんですか。じゃなくて、やっぱりあると思うんですね。ただし、約款でどうなってたかですよ。だから、もしあれだったら、新たに設計者との約款のこういうところ、予期せぬ出来事があつたりしたときにはどうなるかという、そこをちょっと改めて資料請求したいなと思っておりますけれども。

○委員長（秋枝秀稔君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

設計者との約款はあるとは思いますが、ちょっとただいま資料としては御用意しておりません。

それで、先ほどから杉山委員からも御質問がありましたとおり、やはり設計段階での瑕疵、設計者がどうであるかという御質問でありますけれども、これも9月議会で御説明したと思っておりますけれども、やはり全体で申しますと、やはり国土交通省のガイドラインに基づきますと、その内容としましては、自然環境下において、当初設計で予見できない要因は、発注者、市の負担とされるというところが大元でございますので、先ほど、落合室長が御説明させていただいたとおり、市の負担というところで、なっていると考えているところでございます。

また、約款については、ちょっとこのたび設計者との約款はちょっと御用意できておりませんので、その辺、ちょっと調べさせていただこうと、提出できるように、提出できるかどうかちょっと、その辺探させていただこうと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 9月にもですね、おいでいただいているいろいろ説明を受けましたけど、地中に空洞があるですとか、地中の様子がおかしいって言いながらも、実施設計に入られたり、したあげくに、何かあったときは市が責任を負ってお金を支払うと、これって、私は不自然と思うんですよ。

ですから、先ほど言われた設計者との契約約款ですとか、そういったものも踏まえて、何で、天災のようなものなのに、何で美祿市が3億も——3億近いお金を払わなきゃいけないのかなってというのが9月のときの疑問でしたので、またお願いいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 回答ありますか。それじゃあ約款は出していただくということで。坪井委員。

○委員（坪井康男君） これは後で質問するつもりでいたんですが、お二方がもうおっしゃいましたんで、もう言います。

私は、9月議会においても盛んに申し上げました。要すれば、実施設計がずさんだったんじゃないのかと、不十分だったんじゃないのかっていうことを盛んに申し上げました。それについては何ら御回答ないんで、ここで、正式に書類の提出をお願いします。

それは、何かと言いますと、実施設計段階で、オールケーシング67本中18か所でやると。そのように協議で、執行部と東畑設計事務所との間で、協議して決められ

たと私は思います。その前後の協議あるいは会議録っていうんでしょうか、それを提出を願いたいと思います。委員長、取り計らいをお願いします。

○委員長（秋枝秀稔君） その件につきまして提出できますか。藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 実施設計をしておる最中ということですか。それは実施設計という業務委託ですので、こちらの仕様改定、それを業務をお願いするわけですが、その前段のことということですかね。オールケーシングの数を決める仮定の協議が必要ということですか。ちょっと分かりかねますが。

先ほどの工事の最中の協議書は、以前お示ししましたけど、その前の段階ということでありましょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 何回申し上げてもね、言語を左右にして今のような話になるんですよ。

要すればね、実施設計もこれでいきますと。で、打設杭は67本ですと。うち18本はオールケーシングでいきますと、決められたんでしょ、実施設計で。そのときに、これならもう大丈夫ですと、執行部と東畑設計事務所の間で確認されてるはずですよ。

だけど、私はね、そのときに、いやもう溶食洞が方々に分布してると、それは分かっているって。あとはどの広がり分布してるかよく分からないんで、あとは工事段階で、それを逐一ボーリング調査を受注の業者にしてもらえばいいのではないかと、そのような打合せがされていると私は思っています。そこを何度も申し上げてるんですけども、言語左右にして——要するに、隠されてる、そこを申し上げたんです。その資料を出してくださいって。お分かりになってるんだけど隠してるんですよ、はっきり言えば。それで、藤澤部長認めてるじゃないですか、後でやればいって。そう言われてもしようがないっていう表現がされてますよ。あれだったらもっと詳しく読みましょか、分からなければ。そこなんですよ、その1点につきますよ。幾ら申し上げても、そこを絶対にオープンにされない。それが全ての原点ですよ。まだ、納得できなければ、経緯を全部私はまとめてきてますから、読み上げましょか。どうですか。（発言する者あり）

でね、既に、私何回も実施設計が、言葉は正確には分かりませんが、もうずさんと言ったらいいのか、不十分だったといたらいいのか、あるいは工事段階で、

工事業者に任せればいいという判断だったのか、その辺は正確なことが私は分かりません。

分かりませんが、要すれば実施設計、さっき何回も申しあげましたけど、67本杭を打ちますと、そのうち18か所は、オールケーシング工法でいきますと。18か所以上は、工事業者に任せて、調査をしてもらって、必要ならばオールケーシングしましょうと、そういう話だったと思います。

ところが、実際に工事業者に発注してやったら、67本全部オールケーシングせざるを得ないという結論でしょう。そこなんですよ。

だから、果たして、溶食洞がどういう形で分布してるのか、確かにそれは分からなかったけれど、これも藤井委員も前からおっしゃってる予見可能なんです。予見可能なんです。それを業者にやってもらって、受注業者にやってもらえばいいのではないかと。つまり、公共工事の発注の合理性とかなんとかいろんなことを、これ読みますと長くかかりますから、私言いませんよ。言えと言うんなら言いますよ、細かく。どうです。まだ納得いかなければ、読みますよ。読みますか。

それでは、いいですか、もう一遍なぞりますけど、実施設計段階で、打設杭67本のうち18本のみオールケーシング工法を採用すると、このように決定されておりますが、この段階で溶食洞が広範囲に存在する可能性は予見できており、予見できており、この実施設計段階で、最終的に実施した53か所と同じ数のボーリング調査を実施していれば、結局、打設杭67本の全てにおいて、オールケーシング工法を採用せざるを得ないことが判明していたはずであると。入札価格は、その分高くなります。その分高く、3億円ぐらい高くなりますよ。しかし、工事開始後の工事費用の増額は回避できたことは、そのとおりに間違いのないと思います。後で増やすんじゃないくて、もう実施設計段階で、入札の資料を67本全部オールケーシングにするよという前提で積算されれば、入札業者はその分、高く入札しますよ。

だけど、私は、その前は、少なくとも後で工期が遅れたからどうのこうのと、これはないと思いますよ。最初からそう予定してるんですから、そののところを申しあげております。

さらに詳しく言いますよ。実施設計段階のボーリング調査を18か所に限定した結果、残りの部分を入札後の落札工事業者がボーリング調査を逐次行い、新たに溶食洞が見つかり、打設杭67本の全てがオールケーシング工法での工事となった、この

経緯が確認されました。執行部は、特別の事情、予見できなかった事情のために、工事費用が増額したと、こうおっしゃいますが、実施設計段階でのボーリング調査を18か所に限定したことが真の原因であると、私はこのように思います。異論があったら後で言ってください。

では、なぜ、入札前、実施設計段階でボーリング調査を18か所に限定したのでありましょうか。執行部は、東畑設計事務所が十分であると判断したためと、これは市長がおっしゃいましたよ。実施設計をお任せしたと、東畑さんがそれでいいですと、こうおっしゃったと、このように言っておられます。

しかし、東畑設計事務所は、公共事業の経済的合理性の判断を執行部と協議して、ボーリング調査の本数を減らしたとも言ってますよ。たまたま3人みえたときに。これは、私はもう、会議録は、ビデオを入念にチェックした結果、そうおっしゃってます。

さらに、執行部は、経済的合理性から、最初から過大な設計は、執行部としては、通常はいたしませんと、これは落合室長がおっしゃってます。通常は、過大な設計をいたしませんと。何だか、執行部が設計業者のようなことをおっしゃるんですよ。それはもうおかしい。実施設計の主体责任は、設計事務所たる東畑設計事務所にあると私は思っています。まるで執行部が設計の主体、責任者のような発言をされています。これも指摘しておきます。後で反論、異論があれば言ってください。

このことは何を意味するのかと。つまり、基本実施設計に関わる市と設計事務所との契約においては、市は設計事務の代価を払うわけではありますが、両者の協議において、18か所以外のボーリング調査には、代価を払わないと、あるいはやらなくてもいいと、こういう状況ではなかったかと、これは推察です。このことを公共事業の経済的合理性とこのようにおっしゃっているやに私には聞こえます。

では、公共事業の経済的合理性とは何かということですが、簡単に言いますと、無駄遣いはしませんと、無駄なことはしませんと。これ、落合室長、詳しくおっしゃってますよ。補助事業なんかで過大なあれをやると、後でそれに余計なあれを払うことになるからしませんって。

今回のケースは、18か所以外に、入札前の実施設計では、ボーリング調査をさせないと、そういうことだったと私は認識しています。状況からいって、そう判断せざるを得ません。しかし、結果的には67か所全てボーリング調査を行い、全てがオー

ルケーシング工法となったわけです。18か所以外にもいきなりボーリング調査がなされるわけではなく、順次行えるわけで、設計事務所の18か所以外のプラスアルファをボーリング調査しても、あるところで、やめることもできたと思います。

だけど、いずれにしても、18か所でもうやめとけと。やめましよう。このように、実施設計段階で話合いができてたと思います。その話合いの議事録をあるいは会議何とかがっていうんですかね。それを出してくださいと。御理解いただきましたでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 我々が実施設計を完成品としていただいているときにもお話ししておりますので、そのプロセスの中で、なぜ19本と判断したか、それが分かるような資料をとということだろうと思いますので、その後の実施設計に基づいて、工事が粛々と発注されている、施工されております。そこではなくて、そもそもの実施設計の成果物のところ、その決定までのプロセスが分かるような資料ということで御理解させていただきたいと思います。

なお、その資料について協議録があるか、現在私、確認はしておりません。後ほど確認してまたお答えしたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑、質問ありましたらお願いいたします。山中委員。

○委員（山中佳子君） 資料3になりますが、新本庁舎建設特別委員会の変更内容の一覧表ということで、その建築工事の下から2段目のその他基礎ということで、オイルタンクというのがあります。これは地盤の関係で全体の工程が遅れた。供用開始日を少しでも早くするため、建築工事における外構1期の際に施工する予定であった非常用発電オイルタンクを外部足場施工前に施工することで全体工程の短縮を図ったとありますが、本来ならこの工事はいつ、どの時点で行われる予定だったんでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたします。

ただいま送信しております資料の2を御覧ください。

こちらが冒頭で御説明いたしました、本庁舎整備事業の全体の工程表でございます。

すが、令和5年4月から外構1期工事というものが開始するようになっております。本来でしたら、この工事の中でやる予定であったということでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 今この表にありますと、令和5年の4月ということは、この工事は建築工事とは別のものであって、今回の工期延伸とは関係なく外構工事の競争入札を行うことによって、発注、施工というふうな流れになるはずだったものですよ。

それを今回、この時点でやられたということは、この工事は誰が行われたんでしょうか。入札が行われて、どこかの企業が入られたのか。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたします。

まず、外構1期工事でございますが、確かに今建築工事の中でその他基礎という項目が1つ、そして、機械設備工事の中で雨水排水という項目がございます。外構1期工事につきましての一部でございますが、この2項目は、もっと工事のボリューム自体はもっと大きいものでございますので、この一部だけを前倒しですることによりまして工事の竣工を少しでも前倒しできるという計画で、建築工事並びに機械設備工事の中に入れてさせていただいたということでございます。

追加したその他基礎工事と雨水排水工事につきましては、別途入札をしたものではなく、受注者、発注者協議の上、変更契約として載せたという感じのことでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それは随意契約で決められたんでしょうか。変更できるわけですが、外構工事というのは別の入札で行われる予定だったわけですよ、本来なら。これ令和3年の9月24日の特別委員会では、仮オープン後に現本庁舎の解体外構工事を行うとあります。ですから、本庁舎の工事とは別個のものだと思うんですけども、それを本庁舎工事の中に入れて、このたび変更工事でやったということは、どの時点で誰がお決めになったんですか、そういうことできるわけですか、そ

ういう変更っていうのが。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） 山中委員の御質問にお答えいたします。

この2つ、いずれの工事につきましても、変更の理由としましては、工事契約約款の第19条設計図書の変更ということで、発注者が必要性を認めたためその工事を変更契約として入れたということでございます。

ちなみに、この2つの工事につきましては、当初外構1期工事でやることとしておりまして——やることとしておりました内容でございますけれども、新しい本庁舎の建物の外部、壁沿いの部分に当たる部分でございます。本庁舎は、今から鉄骨が終わりましたらコンクリートを打設していくわけでございますが、周りに全て足場がかかってしまいます。その足場が除かないと、雨水排水並びにオイルタンクの施工ができないということから、順序を繰上げて一部を、建築工事並びに機械設備に変更契約で追加するものでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） これってもう完成後の外構工事では、遅かったわけですか。

もう遅過ぎるといえるか、もうぜひこの時期にやらなければならないということであったのでしょうか。そのときの価格っていうこの——今回幾らですかね、1,700違った——440万円ですか、これはどのようにして設定されたのでしょうか。それともあれもありますよね。機械設備の雨水排水で725万円、全部で1,200万円ぐらいの工事ですけれども、簡単に変更でできるわけですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） 両工事といいますか、この内容につきましても、見積り並びに積算によりまして、この金額を算定しまして変更契約するものでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 時間が経過いたしましたので、ここで15時15分まで休憩いたします。

午後3時01分休憩

午後3時15分再開

○委員長（秋枝秀稔君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

その他、質問、質疑等ございませんでしょうか。落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） 先ほど、山中委員の御質問に対しまして、お答えができておりませんでしたので、お答えいたします。

オイルタンクと——すみません、その他基礎でございますオイルタンク、そして雨水排水、この工事について、なぜそう急いでやらなければいけなかったのかということでございますが、オイルタンクは非常用発電の燃料タンクたるものでございまして、こちらが完成しまして、消防の検査を受けまして、その状態で確認がとれていないと建築確認の主事検査が通らないという問題が1つございます。

それと、雨水排水につきましても同様でございます、建物の雨水を放流する先ができてないということで、建築時の検査が通らないということでございます。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） じゃ、続き——続きです、山中委員。

○委員（山中佳子君） それなら、外構工事の中に入れるべきではなく、初めから本庁舎の建築工事の工事費の中に入れて、入札とかが行われるべきだったんじゃないんですか。外構工事だということになると、工事が全く別物になって、入札もまたされなければいけなかったんじゃないでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） 地盤の関係の——地盤の関係がございまして、建築工事のほう約5か月の遅延が生じておるところでございます。

外構一期工事につきましては、もう少し——ただいまお示しした資料2では、来年度からの発注となっておりますけれども、これ、ちょっと今現在の資料でございまして、本来でありましたら、本庁舎が3月末までに完了する。それより前に、外構一期工事を発注してございまして、本庁舎の足場が解けた後に、スムーズに施工ができるという計画でおったものが、それが不可能になったため、前倒しで施工することにしたということでございます。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） ちょっと私の質問に答えられてないんじゃないかと思うんで

すけれども、それでしたら、建築工事の中に入ってたわけですか、初めからこの工事費っていうものは。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたします。

この2つにつきましては、当初から外構一期工事の中に入れておりましたので、建築工事の中には、もともとは入っておりません。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それだったら、私はきちんと入札をされて、この外構工事について取ろうと思っていらっしゃった業者もあったと思うんですよね。そしたら、この工事というのは、今入ってらっしゃるJVの方々がやられたわけですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） 山中委員の御質問にお答えいたします。

この表は、建築工事並びに機械設備工事の内訳でございます。建築工事並びに機械設備工事の受注者の共同企業体のほうで施工されたものでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今、私も入札すべきが本当じゃないかなという思いがしました。

で、この工事ってというのは、ちょっと私、確認不足なんですけど、終わっているものですか、それとも、今からされるものですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの契約約款の19条に基づきまして、発注者が必要と認めた工事でございます。工事につきましては既に終わっております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 私、8月31日までのこの工事内訳簿を先ほど見たんですけど、

そういった打合せとか全然入ってないんですよ。いつの間にそんなことをされたんですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 工期が延伸されるとかいう協議はされておったんですけど、工事打合せ記録簿でですね——ですけど、残余の工期について、どういうふうにするとか、このタンクが前倒しにしないといけないねとか、全く8月31日までの打合せ簿には載ってないんですよ。

で、もう工事が済んだとなると、もう待ってたかのようにされとるんですけど、どういう段取りでされたのかなと。

先ほど言いましたように、やはり山中委員おっしゃるように、金額的にも美祢市が定めるのが130万円以上ですか、入札がですね。大幅に超えていますんで、待ってらっしゃった業者の方もいらっしゃるでしょうし、どうして入札にしなかったのかなという思いがしますので、いきさつを教えてくださいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時41分再開

○委員長（秋枝秀稔君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 杉山委員の御質問で、オイルタンク、それから、雨水排水工事等について、御質問がありましたけれど、山中委員の御質問にも関連しますが、このオイルタンクと雨水排水工事の必要性について、工事が遅延する中で、早期完成を目指す現場と発注者側の意見調整の中で、何か早期完成に期するものはないかということで探した結果、オイルタンクの施工等、雨水排水工事を、この建築機械並びに機械設備工事の中で早期に施行しておれば、全体の完成期日等の目論めるという考え方の基に、これを、今回の追加予算——9月議会のほうで承認していただいた予算のほうに組入れたところですよ。

それに伴う双方の協議——協議書といいますか、先ほど杉山委員言われましたけれど、先般、9月議会の折に提出し——お示しした、その協議書の中にないという状況です。先ほど確認しましたけれど、それに関わる協議書っていうのは、ないという状況です。

現場並びに定期的な打合せの中で、その辺を双方協議の上、決定したという状況だというふうに把握しております。

いわゆる協議書そのものがないという状況については、誠に遺憾でありますし、申し訳ないというふうに思います。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今、工事をできるだけ速やかに行いたいという気持ちは分かります。随分——5か月ですか、延伸しておるわけですから、それは、もうこれ以上遅らせるわけにはいかない、少しでも詰めたいという気持ちは分かるんですが、協議した記録、公務員っていうのは文章は——で動くわけですから、記録がないというのと、それと、先ほど来、山中委員のほうからもお話がありましたけど、外構工事ですね、これを、本来でしたら入札すべきものを、いつの間にか、合わせて契約変更という形でつるっと中に入れていいると。これっていうのは、あってはならない形じゃないかと思うんですが、そこはいかがお考えでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 杉山委員の御質問にお答えいたします。

杉山委員申されますように、公務員の業務というのは、書類——書面によって行い、記録としてしっかりと残さなければならないという状況の中で、こういう事態になりましたこと大変申し訳なく思いますし、あってはならないものだというふうに痛感いたします。

当初——当初予算の中で外構工事として、約1億円相当の工事発注を令和4年度予算化させていただいておりますけれど、外構工事として、想定していた部分はこの建築工事並びに機械設備工事のほうに組入れて、早期完成を目したわけですが、この建築工事並びに機械設備工事のほうに組入れた段階におきましても、当初の落札率を、それぞれ変更設計後の設計額にかけて、それぞれ同様な落札率でもって、この440万円及び407万円が算定されたというふうに理解しております。申し訳ございません。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今、落札率の話されましたけど、入札しておれば、もっと安くできてたかもしれない、こういうことを、気持ち分かりますよ、執行部の方がど

れだけ切羽詰まってやっておられるかというのは分かりますけど、我々議員は、やはり、市民的な考え方を持たないといけませんから、公平性を欠いた、また、この工事費も入札だったらもう少し安かったんじゃないんで——もう少し安くなることもあり得たんじゃないかということだけは、お伝えしておこうと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 私は、一番、今の件について言えば、19条を根拠に、今回、設計図書を見直しをされて、それに伴って、要は、後で外構工事として考えてたマンホールですか、タンクと外構というか、それを前にというか、ずらして、しかも機械工事のほう——ごめんなさい、設計工事のほうに契約のほうに入れると、これが、この19条を——はそういうことができるのだというふうに認識されてるのかどうなのかということだろうと思うんですよ。別に、これを根拠にそういうことはできますよと、はっきり思ってたら、そういう——そういう判断でちゃんと変更しましたとおっしゃればいいわけですよ。ごめんなさいとか謝る必要ないわけですよ。

ところが、先ほどから、杉山委員、あるいは山中委員から提起されてるのは、一旦外構工事のほうで予算化、あるいは入札した——入札はまだかなというのを勝手にこういうことで変えるっていうことが許されるのかどうなのかっていうことがポイントですよ。だから、そこは本当に執行部としては、どう判断されてるんかと。

やはり、もう一旦そういう当初、外構ということでもう予算化してるし、入札をそれでやろうということであれば、もうその範囲はどんなに工期が短縮できるとか何とかということであっても、やっぱりもう基本はそれでやらんといかんというふうに認識されてて、しかも、今回みたいに変更されたっていうんだったら、これは大問題ですよ。

でも、この19条によって、設計図書の変更内容ということに、そういうふうなことも含まれる。だから、今回、そういうのをやったっていうふうに思って——考えられてるんだったら、そう言われればいいんじゃないですか。それに対して、いろいろ意見もあるでしょうけども、そのときには、こうこうこういう理由でというか、だから、非常にそこがどういうふうに思われて、どういうことで決定されたのか、というのが、やはり今の説明では、不十分だと思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 波佐副市長。

○副市長（波佐間 敏君） ただいま藤井委員が申されましたように、この資料3の一覧表の理由の欄に、それぞれオイルタンク、雨水排水工事の追加というところの理由の欄に、19条というふうに記載しておりますように、藤井委員申されますように、この19条に基づき、発注者は必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる、まさしくこの必要があると認めるときに該当するというふうに判断したというものであります。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） いや、もし、今、副市長が言われたふうに判断してされたというのであれば、もう1点の問題、本来、外構のほうで予定して、それで、例えば、入札をやろうとしてたんだけど、もうその金額も当然減ってくるし、変わりますよね。で、その変更っていうのは19条によって、それはもう正当化っていうか、当然というふうに認められるんだっていうふうに考えられてるわけですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

藤井委員言われましたように、外構工事等の中から、このオイルタンク及び雨水排水工事をそれぞれ前倒し発注した——変更設計したわけですけど、おのずと、想定していた外構工事の中、外構工事はそれぞれ消失するといえますか、そちらの事業費自体は減っていくと、なくなっていくという状況になろうと、それは、必然的になっていくという状況です。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、質疑ございませんでしょうか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） もう先ほど来より、たくさんいろいろ執行部に対しても、質疑がされております。

何て言いますか、新本庁舎建設工事の請負契約の約款、これで、先ほど来ずっと第19条の設計図書の変更、ここを皆さん、たくさんいろんな角度から言われております。その辺の理解はしっかりとしております。

それで、この新本庁舎を建設するに当たって、東畑さんも当初の段階、オールケーシングね、これ18、これやっ——それで、実施設計をやったけれども、現実的には、ボーリングを53か所をしなくちゃならない。もうそこで変更が起こったわけですよ。ね、そういう形で最終的には、杭を67本打たなければならない——くな

ったと。当然、そうなると経費もかかります。

そういったところで、今回、それらの変更に伴って、発注者が必要があると認めるときに、施工の——設計の図書の変更を受注者に——この変更も東畑も、むつか——この辺は変更せざるを得ない。当初は18で、そのままでいく予定だったけれども、さらに、このボーリングすれば変更せざるを得なくなると、そういったときに、執行部側として、今回、発注者が必要があると。それを見て、請負代金の額を変更していく場合、発注者に損害を及ぼしたということを、執行部側は認めているのか、いやそうじゃない、これ必要な経費として当然であると。そこのところの認識というものは、執行部側としてどうだったのか、それ再度伺います。

○委員長（秋枝秀稔君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

当初、実施設計の段階において、ボーリング調査を18本に増やしたと。当初は、6本程度というところを18本に増やして、溶食洞等の認識も、ある程度は確認されたという状況の中で、当初の工事設計書は完成し、それを完成品として市のほうが受け取り——受け取った状況。

杭を67本打つというのは、もう、当初から決定している状況で、その中のオールケーシングを18か所から全ての杭に先行掘削を行うというのがオールケーシングの経費になるわけで、当初設計——実施設計の段階で示された、そのオールケーシングの18か所という設計図書については、その後、工事を施工する段階で地下のいろんな自然条件の——が発覚した段階で、徐々にオールケーシングを増やして行って、全てはしなくてもいいのではないかということで、ボーリング調査も徐々に増やしていったわけですが、最終的には全ての67か所の先行掘削を行うという状況になったわけです。

議員が質問されてる設計者側の責任の所在ということだと思うんですけど、自然的な条件が、設計者の責任に帰すべき事由になるかどうかといえ、国交省のガイドラインにもありますけれど、そこは、設計者側の責任には問えないということですので、市のほうの設計、施工段階での増額負担ということになるかどうかというふうに考えます。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ところは東畑設計事務所も、そういう認識でおるということでいいんですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 波佐副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

東畑設計事務所も同様な認識だというふうに考えております。

○副議長（秋枝秀稔君） 議長。

○議長（竹岡昌治君） すみません、本来なら発言すべきじゃないと思うんですが、よいよ素人的なことをお聞きしたいと思うんです。

雨水排水工事と申しますのは、機械設備工事になじむんですか。

先ほど藤井委員が言われたように、19条が設計変更、図書変更によってやれるということですから、それは、例えば、機械設備工事なら機械設備工事、電気なら電気設備工事に限りだと思うんですね。その辺のところをちょっとお聞きしたいんですが、19条でやれるとおっしゃったんで、そうすると、もう一般外構工事もその中に入れ込んで図書変更やれば幾らでもできると、こういうふうに受け止めたんですよ。そのことが1つ。

それから、この雨水排水工事の完成時はいつなんですか、着工と完成は、予定は。この2点についてお聞きしたいんですが。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

雨水排水工事が、機械設備工事になじむのかという御質問であったかと思えます。

機械設備工事につきましては、いわゆる管工事でございます、その工事の内容は、大型の空調——空調機の工事でありましたり、水道配管、下水道配管などの管の工事を行うものでございます。

つきましては、この排水雨水排水工事につきましても、雨水の配管等やますを設置する工事でございますので、機械設備工事になじむものと判断しております。

もう1点、雨水——排水工事がいつ終わる——終わっているのかということですが、ちょっと今、着手の時期は正確にはちょっとつかめておりませんが、今から鉄骨が組み終わるぐらいまでのタイミングで全てが完了する、また埋め戻し——埋め戻しをしていない部分がちょっとあるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） もうちょっと、工事の関係の——議長が言われました、もう1つ質問があると思います。議長、どうぞ。

○議長（竹岡昌治君） そうしますと、雨水排水工事が管工事だとおっしゃるならば、これ外構工事に入れるべきじゃなくて、当初から機械設備に入れて、そして、しかるべき入札やるべきじゃなかったんですか。だから、話が矛盾してるんですよね。それから、4月から外構工事——第一期外構工事入ると書いてあるんですよね。そうすると、契約は3月までにはしなくちゃならん。もうあと数日後ですよ。その辺は、どうも整合性がないんですが。

○委員長（秋枝秀稔君） 暫時休憩いたします。

午後4時06分休憩

午後4時16分再開

○委員長（秋枝秀稔君） 休憩を閉じます。

本日の会議につきましては、これにて、今日は終わりたいと思います。

継続の会議につきましては、また副委員長と協議いたしまして、また御連絡いたします。

以上です。皆さんお疲れでした。

午後4時17分開会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月7日

新庁舎等建設特別委員会委員長